

病第1号議案

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例

横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表非紹介患者加算料の項中

5,500 円 (5,000 円)	を
2,750 円 (2,500 円)	

7,700 円 (7,000 円)	に改める。
3,300 円 (3,000 円)	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

診療報酬の改定に伴い、横浜市立市民病院及び横浜市立みなと赤十字病院の非紹介患者加算料を改定するため、横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市病院事業の経営する病院条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

別表（第2条第1項第2号の2から第4号まで、第7号及び第8号）

項 目	区 分	金 額 (消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないときは( )内の金額)
非紹介患者加算料	他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき。	$\begin{array}{r} 7,700\text{円} \\ 5,500\text{円} \\ \hline (7,000\text{円}) \\ (5,000\text{円}) \end{array}$
	他の保険医療機関等に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず再診を受けるとき。	$\begin{array}{r} 3,300\text{円} \\ 2,750\text{円} \\ \hline (3,000\text{円}) \\ (2,500\text{円}) \end{array}$
(省 略)		

